

第1回京都市再犯防止推進会議 会議録

日 時 令和2年2月27日（木）9時30分～12時10分

場 所 京都市役所西庁舎第1会議室

出席者 別紙のとおり

1 挨拶

（西窪保健福祉部長）

定刻となりましたので、ただ今から、第1回京都市再犯防止推進会議を開催させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。本日の司会を務めます再犯防止対策検討プロジェクトチームリーダーで、保健福祉部長の西窪です。どうぞよろしくお願ひします。本日の会議は、公開としており、一般の方の傍聴がありますので、御理解のほどお願ひ申し上げます。それでは、開会に当たり保健福祉局長の三宅から御挨拶申し上げます。

（三宅保健福祉局長）

本日は、お忙しい中、第1回京都市再犯防止推進会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、推進会議への委員の就任についてお願ひしたところ、快くお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。本市では、世界一安心・安全なおもてなしのまち京都を目指して、京都府警との強固な連携の下で、市役所、区役所、支所が一丸となって、関係機関、地域の市民の皆様方と犯罪防止の取組を進めてきており、その結果、刑法犯の認知件数が半減するなど、大きな成果を上げています。一方で、犯罪をした方の半分以上が再犯であるという現実があります。一層安心安全なまちに向けて、更に犯罪を減らす、そのためには、再犯者をいかに減らせるかが重要であると認識しています。一方で、犯罪をした人、特に再犯者の中には、様々な生きづらさを抱えている方がおられることも現実です。犯罪をした人が主体的に立ち直ろうとする気持ちになれる社会が必要と認識しております。今後、再犯防止推進計画を皆様方のお力添えをいただきながら策定していくわけですが、市役所内における事務局の所管は保健福祉局です。その意義と責任をしっかりと考えて取り組んでまいります。この間、モデル事業として、関係団体の協力を得ながら、若い女性の再犯防止のモデル事業に取り組むとともに、関係機関の監修をいただきながら、ハンドブック「つなぐつながる」の発行なども同時に進めてまいりました。この間の取組も再犯防止推進計画に反映していきたいと考えています。4月には、京都コンgresが開催予定であり、再犯防止についても重要なテーマの一つになります。本市が策定する再犯防止推進計画が、京都らしい、そして現実に即したものとなるよう、皆様方の御支援・御協力をお願いします。本日は、第1回目の会議ですが、京都市会の本会議がありますので、退席することをお許しください。改めて、委員の皆様方のそれぞれの立場から、再犯防止に向けた貴重な御助言を

いただくことをお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお
願いします。

2 委員紹介

(西窪保健福祉部長)

本日は第1回目の会議です。恐れ入りますが、各委員の皆様お一人ずつ自己紹介をお願い
します。自己紹介はお名前と活動内容を簡潔にお願いします。それでは、石田委員から
座席順にお願いします。

(石田委員)

更生保護法人西本願寺白光荘の石田です。西本願寺白光荘は全国に7つしかない女性だ
けを対象とする更生保護施設です。更生保護施設は少年院や刑務所等を出所する際に帰る
場所がない人、直ちに自立することができない人などに生活基盤を提供し、再犯防止の指導
や安定した生活を送るための支援を行っている施設です。白光荘の定員は20名で、対象者
のほとんどが覚せい剤や窃盗で占められています。多くの女性が親からの虐待やネグレク
ト、性被害に遭うなど厳しい環境で生き抜いてきたため、摂食障害やうつ病、発達障害とい
った重複した障害を抱えています。再犯防止推進計画の中では更生保護施設は地域拠点機
能の強化の部分で掲げられています。個人的には、私自身が保護司であるほか、30年以上
矯正職員をし、現在は京都医療少年院の篤志面接委員もしています。どうぞよろしくお願
いします。

(榎原委員)

京都マックの榎原です。京都マックや京都ダルクは、犯罪という視点よりも依存症という
病気の視点から、仲間たちが一緒に回復しようとする施設です。アメリカのリハビリセンタ
ーが元になっており、マック、ダルクは全国にあります。アルコール、薬物の依存症、また、
最近ではクレプトマニアとして窃盗癖の方も通所しています。入寮施設もあり、男性12名、
女性6名が入寮しながらリハビリをしています。年齢的にはゲーム依存の17歳の方から
81歳の窃盗癖の方までおり、男女比では、男性3分の2、女性3分の1くらいです。入寮、
通所しながらリハビリして、依存症という病気の視点から犯罪につながることを防止する
取組をしている施設です。どうぞよろしくお願
いします。

(梶村委員)

京都市保護司会連絡協議会の梶村です。東山保護司会に所属しています。保護司は犯罪や
非行をした人の社会復帰を支援するための保護観察を行うと共に、生活環境の調整、更には、
社会を明るくする運動等の市民の皆様への啓発活動を行っています。保護司は全国で約
48,000人、京都市内に約500人おり、各地区で保護司会という組織があります。市内では

11の保護司会があり、その11の保護司会の連合体として京都市保護司会連絡協議会をつくり、京都市内の課題について協働しながら活動しています。どうぞよろしくお願ひします。

(小林(稔)委員)

京都府地域生活定着支援センターの小林です。地域生活定着支援センターでは、刑務所から出所される方の中で、福祉的な支援を必要とする方に対して、行き先の調整や福祉サービスの利用調整等を行っています。出所後地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら業務しています。また、府外に帰住する人については、各都道府県の地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の地域で暮らしていけるよう調整しています。本日はよろしくお願ひします。

(小森委員)

株式会社輝コーポレーションの小森です。当社は土木工事を主にやっており、その中で仮出所者の雇用や更生保護施設からの依頼で就労支援するなど、協力雇用主として活動しています。今まで、短期アルバイトも含めて数百名、うち28名は正社員として雇用しています。どうぞよろしくお願ひします。

(志藤委員)

大谷大学の志藤です。専門は社会福祉論、地域福祉であり、貧困問題などに取り組んでいます。この数年は、更生保護女性連盟の方や保護観察所と一緒に、京都わかさねっこのシンポジウムの開催に関わったりもしています。どうぞよろしくお願ひします。

(寺田委員)

京都市社会福祉協議会の寺田です。近年では、災害が起こったときに、災害ボランティアセンター等が社協を中心に設置されることが多く、災害時にしばしば名前を聞かれるかもしれません。社協は地域福祉の中心的な団体として社会福祉法に位置付けられた団体であり、各都道府県、市町村、津々浦々に設置されています。京都市の場合は、市の社会福祉協議会、区社会福祉協議会、そして学区社会福祉協議会があり、3層社会福祉協議会があります。このうち市と区の社協は事務所があり、専任の職員もいます。一方、学区の社協は住民の皆様が任意で設置していただいているものです。社協は、住民主体の活動を支援するとともに、住民目線で福祉の各種事業を行うことで、障害があっても、高齢であっても、また、生きづらさを抱えた方でも住みやすいまちづくりを進めている団体です。どうぞよろしくお願ひします。

(西村委員)

京都府更生保護女性連盟で副会長をしている西村です。更生保護女性会は犯罪や非行のない明るい社会を目指し、青少年の健全育成を目指して過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する法務省管轄のボランティア団体です。全国で17万人、京都府下27地区で5,100名程の会員が活動しています。「おかえり。人は一人では生きられない。」という気持ちで、更生保護施設での夕食づくりや地域の関係機関と連携した活動をしています。どうぞよろしくをお願いします。

(藤岡委員)

藤岡です。大学は退職しましたが、専門は刑事法学です。先般、京都府の再犯防止の計画が制定されました。再犯防止計画策定については全国的に様々なプロジェクトが動いていますが、基本的には、各自治体の取組が大切になってくると思います。どうぞよろしくをお願いします。

(水口委員)

京都BBS連盟の事務局長をしている水口です。BBSは全国にあり、Big Brothers and Sisters movementの略です。京都BBS連盟では9割を学生が占めており、活動としては、少年院、児童自立支援施設、家庭裁判所等に赴いて学習支援をしたり、再非行防止活動をしたり、地域の小学生と関わって非行を未然に防止する活動等をしています。どうぞよろしくをお願いします。

(寮委員)

寮です。東京に生まれ、50年間東京近辺に住み、50歳で奈良市に引っ越しました。職業は作家で、デビューは毎日童話新人賞でその後、小説、ドキュメントを書いて、奈良に行く直前にドメスティックバイオレンスがテーマの「楽園の鳥」という長編小説で泉鏡花文学賞をいただき、これでどこでも住めると思い奈良に引っ越ししました。奈良少年刑務所は素晴らしかったです。そして、ひょんなことから奈良少年刑務所から社会性涵養プログラムという教室を持つことになりました。私はただの作家で、教えるといっても何を教えるのかと思いましたが、手探りで教官、統括官と一緒に絵本と詩を使った教室を10年間行いました。これが意外にも、最初の回から大きな効果を上げ、とうとう最後の回まで186人、良い方向に変わらない子はいなかったという奇跡的な出来事になりました。何かあると思い、大学の先生が分析しようとした矢先に、奈良少年刑務所が廃庁になり、検証できませんでした。そんなこともあり、奈良の私の事務所では月1回、犯罪と更生に関する勉強会を開いており、刑務所を出た人、犯罪被害者遺族、教官、様々な人が一緒になって既に30数回、勉強会をしています。また、せめてできることとは思い、奈良の児童自立支援施設で、奈良少年刑務所と同じ絵本と詩の教室を半年間行って、若い人にも効果があることが分かりました。また、

島根あさひ社会復帰促進センターでも授業を行い、年を取った人でも効果があることを実感しています。どうぞよろしく申し上げます。

(小林(正)委員)

京都労働局職業安定課で課長補佐している小林です。平素からハローワーク業務に御協力いただき、ありがとうございます。法務省と連携して取り組んでいる刑務所出所者等就労支援事業について紹介します。現在、米中貿易摩擦や中国経済の退行という状況の中で、若干、求人の状況にも陰りが見えてきています。そこに新型コロナウイルスの関係で、特に京都は観光業を中心にした経済構造にあり、今後、大きな影響があると予想されているところですが、昨年12月の京都市内の経済情勢としては、着実に改善が進んでいると最高ランクの判断で留め置いています。このような中、刑務所出所者等就労支援事業として、厚生労働省としても、再犯の防止、国民の安心・安全に暮らせる社会の実現を目指して、いろんな取組をしています。刑務所出所者については、出所後、再就職が決まらず生活するお金が無くなる、住居が確保されていないといった不安定な生活基盤により、精神的に追い込まれ、不安定な状況がさらに増していくという構造が依然続いています。御存知のとおり、再犯で刑務所に収監される人の7割が無業者であったことからすると、出所後の就労と住居の確保は再犯防止には重要であると思います。その中で、具体的には、京都刑務所と京都七条ハローワークが連携して、京都刑務所に週2日ハローワーク職員が常駐し、在所中の職業相談・職業紹介に努めています。近年では、企業に刑務所へ来てもらい、面接会を実施するなどして、就職の確保を行っています。この事業の第一の目標は在所中での就職内定ですが、それができない場合には、出所後に自発的にハローワークに来ていただくための啓発ということでも取り組んでいるものです。昨年12月、国の再犯防止推進計画の加速化プランが発表されており、その中で、令和4年までに満期釈放者のうち2年以内の再入所者を2割以上削減するという目標があります。今後ますます各機関との連携を強化して、取り組んでいく必要があると考えています。最後ですが、平成30年度、京都労働局の支援対象者である刑務所在在所者や保護観察対象者の就職件数は61件です。これは内定した数字であり、出所後に実際に就職しなかったケース、就職後短期間で離職するケースもあるため、定着に向けたフォローアップが今後の課題であると考えています。本日はよろしく申し上げます。

(櫻田委員)

京都刑務所分類教育部の櫻田です。日頃から矯正行政に御協力賜りありがとうございます。刑務所は法務省所管の刑事施設です。分類教育部では受刑者の改善指導や社会復帰支援等について担当しています。京都刑務所は成人男性受刑者を収容しており、犯罪傾向の進んだB指標といわれる受刑者を収容しています。どうぞよろしく申し上げます。

(左近司委員)

京都保護観察所統括保護観察官の左近司です。保護観察所は法務省保護局の傘下にある地方支分部局の一つであり、全国に50あります。京都保護観察所は地下鉄今出川駅の近くにあり、約40名の職員で保護観察になった人の指導、補導、援護を中心に、生活環境調整、犯罪予防活動等を展開しています。私自身は、更生保護ボランティアの方との連携や地方の再犯防止推進計画に関する連携、犯罪予防活動のほか、京都 kongress の対応などを行っています。どうぞよろしくお願ひします。

(明星委員)

京都少年鑑別所地域非行防止調整官の明星です。少年鑑別所も同じく法務省の施設であり、各都道府県に置かれています。刑務所等と比べてあまり知られていませんが、京都少年鑑別所は出町柳駅の近く川端通沿いにあります。私自身は、少年鑑別所の中でも、法務少年支援センターという名称で地域援助業務という地域と関わった業務をしています。どうぞよろしくお願ひします。

(福井子ども若者未来部長)

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長の福井でございます。子ども、青少年に関する業務をしています。どうぞよろしくお願ひします。

(平山保健福祉総務課担当課長)

事務局をしております、保健福祉局保健福祉総務課の平山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

(西窪保健福祉部長)

皆様ありがとうございました。なお、本日は、法務省大阪矯正管区寺西課長、京都府警京都市警察本部周防警部にもオブザーバーとして出席いただいています。また、本市からは、再犯防止対策検討プロジェクトチームのメンバーも出席しています。出席者については、配布している出席者一覧を御参照ください。なお、プロジェクトチームについては、国の再犯防止推進計画が策定されたことを受け、本市においても再犯防止推進計画を策定するため、平成30年4月に全庁横断的な組織として設置したものです。これまで、本市における再犯の現状や再犯防止に関連する本市の状況等を調査し、それらを踏まえ、本市の再犯防止推進計画に掲げるべき施策の方向性について検討してきました。本日の資料については、こうした検討状況を反映したものとなっています。詳しくは、後ほど御説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

3. 座長及び副座長の選任

(西窪保健福祉部長)

それでは、次第に戻り、座長及び副座長の選任に移ります。推進会議開催要綱第3条第2項により、座長は委員の互選により選出するとされています。座長への立候補又は推薦等ございましたらお願いします。

(志藤委員)

刑法学並びに刑事政策、再犯防止計画等の見識の高い藤岡先生を推薦します。

(西窪保健福祉部長)

他にありませんでしょうか。

(小林(稔)委員)

私も、刑法学と犯罪政策の専門家であり、また、京都府の再犯防止推進計画の策定にも関わられたということで、藤岡先生を推薦します。

(西窪保健福祉部長)

ありがとうございます。他にもありませんでしょうか。今、志藤委員、小林委員から藤岡委員を座長にとの推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(委員一同拍手)

(西窪保健福祉部長)

皆様、歓迎いただいたということで、藤岡委員に座長をお願いします。

続いて副座長の指名です。推進会議開催要綱第3条第2項により、副座長は座長が指名するとされています。藤岡委員いかがでしょうか。

(藤岡座長)

今回の再犯防止推進計画は基本的に刑事政策というよりも、社会福祉施策が重要ですので、是非、志藤委員にお願いしたいのですが。

(西窪保健福祉部長)

志藤委員いかがでしょうか。

(志藤委員)

了解しました。藤岡先生には事故のないようにお願いします。

(西窪保健福祉部長)

ありがとうございます。それでは、恐れ入りますが、席の移動をお願いいたします。また、以降の議事進行は、藤岡座長をお願い申し上げます。藤岡座長よろしく申し上げます。

(藤岡座長)

大変恐縮ですが、一言ご挨拶申し上げます。再犯防止については、既に1990年代後半から急激に犯罪認知件数が増加し、2002年にピークとなり280万人を超え、2003年に犯罪対策閣僚会議が設置されました。その間にいかに犯罪を減らすかということで、様々な施策が講じられ、何次にもわたる推進計画が策定され、その中に既に再犯防止のこともあがっていました。ただ当時は再犯防止というよりも、犯罪認知件数総量を削減することが先行しており、その後、2014年に宣言という形で、再犯防止関係の取組が強調されることになりました。それをさらに進めて、平成28年に再犯防止推進法が制定されました。この法律の第4条に地方自治体の責務が規定され、先ほども少し触れましたが、京都府では昨年、安全安心まちづくり条例の改定時期であったため、それに再犯に関する規程を設けることで対応しました。よって、京都府では一応できましたが、これで十分ではなくその履行はこれからです。京都市は、既に法務省のモデル委託事業として「京都わかくさねつと」事業が先行しています。その成果も計画にも反映させていくことになるでしょうが、京都市特有の状況や、また、京都文化を反映した計画を実現していくことも大切だと思います。文化といいますと漠然としますが、例えば、京都の番組小学校区の伝統に基づく地域づくりは全国に誇れる文化ではないかと思います。こういったことがどのように再犯防止推進計画の支えとなるかについて話し合い、実りある結果を全国に発信することも大切なものと考えています。いずれにしても色々な委員の皆様の御意見をプロジェクトチームに取り入れて再犯防止計画を策定していくと思います。各委員の皆様には、是非とも忌憚のない御意見をいただきたいのですが、会議運営では、至らない点が多々あるかと思います。どうかよろしくをお願いいたします。

4 議題

(藤岡座長)

それでは、議題に入らせていただきます。次第の議題(1)(2)については、報告的事項ですので、一括して事務局から説明していただくことにします。

(平山保健福祉総務課担当課長)

議題(1)(2)について説明。(資料5、資料6)

(藤岡座長)

ありがとうございます。では議題(3)(4)についても関連しますので、事務局から説明してい

ただいた後に、各委員からの御意見をお聞きしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(平山保健福祉総務課担当課長)

議題(3)(4)について説明。(資料7, 資料8)

(藤岡座長)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から質問も含め、意見をお聞きしたいと思います。特に(3)(4)が中心になると思いますが、既に資料はお渡ししており、今回は第1回目ですので、特に資料8の6つの柱と18項目について、各委員から御意見をいただければと思います。時間の関係もありますので、各委員3分を目安に意見いただきます。では、明星委員からお願いします。

(明星委員)

京都少年鑑別所の明星です。よろしくをお願いします。少年鑑別所の業務の説明をさせていただきます。少年鑑別所の業務は大きく3つあり、観護処遇、鑑別、地域援助があります。少年鑑別所では家庭裁判所の決定に基づき入ってきた審判前の状態の少年に面接や、調査、テストしたり、在所中の生活のお世話をしています。少年審判を受ける前の3、4週間生活する場です。審判前の段階であるため、徹底した教育を行うことはできませんが、情緒を豊かにする教育であったり、義務教育の対象の少年については学習支援を行うこともあります。そういった少年たちの生活のケアを観護処遇と言っています。また、子どもたちの非行の原因を考えて分析すること、また、どんな風に立ち直りをしているか、そういった指針が出ることを鑑別と言っています。そして、家庭裁判所で審判が出ます。審判後は保護観察処分や少年院送致等の処分となります。これまではどちらかといえば、施設の内での少年たちだけを見てきており、審判後の立ち直りの状況まではあまり把握していませんでした。再犯して、再び戻ってくる事例も多くありました。しかし、平成27年度に少年鑑別所法ができ、少年鑑別所の中にいる少年だけでなく、施設外での支援ができるように、地域援助業務が位置付けられました。それまでも、地域からの相談は受けてきましたが、一つの業務として位置付けられたものです。少年鑑別所が地域援助業務を行う際には、法務少年支援センターという名称でやっています。京都では、法務少年支援センター京都かもがわ相談室として活動しています。法務少年支援センターとしての業務としては、地域の方、教育機関、福祉機関、保護観察所等からの相談に応じています。その他、研修、講演、法教育の授業等もやっています。そういったことで非行の未然防止や少年院を出た後の少年にも関わっています。再犯防止推進計画においても、少年鑑別所としては、地域援助業務の中で、例えば、年齢や特性に応じた包括的な支援の実施、京都府警との連絡協定をして、検査をしたり、指導方針を出すなどすることとしています。所々で、少年鑑別所の業務を使っただけだと思います。

すので、是非、計画を策定される際には、法務少年支援センターの活用も検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

(左近司委員)

京都保護観察所の左近司です。本日は、保護観察所の業務を支えていただいている民間団体の方々の参加もありますので、重複しないように保護観察所でやっていることを中心に説明します。保護観察所の業務は保護観察であり、この保護観察に付される人には4種類あり、家庭裁判所で保護観察を付された少年、少年院から仮退院を許された少年、刑事施設から仮釈放を許された人、裁判所で刑の執行猶予を付され、その際保護観察を付けられた人の4種類あります。この保護観察を付された人に、保護司の方に定期的に面接をしていただき、指導していただいています。また、専門的なプログラムも実施しており、その一つに薬物事犯者に対する集団・専門的プログラムがあり、京都マックやダルクにも協力してもらっています。また、近年は就労支援に力を入れており、協力雇用主、就労支援事業者機構、ハローワークからの協力を得ながら進めています。また、生活環境の調整というものがあります。これは、刑務所や少年院等矯正施設に本人が入っている間に、その帰り先、親、知人や雇用主など、引受人になる方と面接して、帰住先の調整を行っています。また、適切な帰住先のない人については、更生保護施設と連携して、更生保護施設への入所も含めて調整しています。また、保護観察中の人だけではなく、満期釈放の方についても、更生緊急保護として帰住先の調整を行い、更生保護施設に入ることがあります。また、保護観察所の重要な業務として、犯罪予防活動というものがあります。これは、社会を明るくする運動とあって、毎年7月に活動しています。また、犯罪被害者の関係の施策も行っています。先ほど事務局からの説明でも再犯防止の重要な意義というのは、被害者を生まないことという話がありましたが、更生保護においても重要な要素であり、犯罪被害者の相談に応じたり、その気持ちを聞き取って保護観察中の人に伝えることなども業務として行っています。更生保護という制度は世界中全ての国にあるものではありません。世界で似たようなことを行っている国はたくさんありますが、それらはどちらかというと社会内矯正という言葉を使ったりしています。つまり社会内で監視、監督して、何かあったら刑務所に戻す、あるいは、刑務所がいっぱいだからやむを得ず社会で処遇するといったものが多いです。一方、日本では、もともと民間で見守ってソフトランディングを図ろうという民間のイニシアティブが制度の始まりです。民間に支えられた制度であること、そして、監視や監督よりも、立ち直り支援を通じて再犯を防ごうという取組であるということが重要な日本の更生保護の理念であり、この理念に基づき我々も行動していることを伝えておきたいです。

(櫻田委員)

京都刑務所の櫻田です。私からは刑が確定した人を収容する、刑務所での再犯防止の取組について紹介させていただきます。受刑者は入所した後、刑の執行開始時の調査が行われま

す。そこでは受刑者の犯罪傾向や特性等について、心理の専門家等が面接等で調べ、どのような処遇・指導が必要なのかということ判断するためのベースとなる調査を行っています。懲役の受刑者については、作業をすることが義務となりますが、作業は生産作業だけではなく職業訓練もあります。出所した後は、仕事をして生計を立てることになりますので、必要な技能を習得させ勤労意欲を喚起するようにしています。また、改善指導というものも各種あります。京都刑務所では犯罪傾向が進んだ者を多く収容しているため再犯者が多く、薬物事犯者が4割近くを占めています。そういった人に対して、特別改善指導として薬物依存離脱指導したり、その他、暴力団離脱指導、当所は対象ではないが、性犯罪再犯防止指導、あるいは、被害者の命を奪うなどの重大な被害をもたらした場合等は被害者の視点を取り入れた教育、また、交通安全指導や就労支援指導を行っています。それにより、本人が犯罪を再び起こさないためにはどうすればいいのか、出所までに自分の中で出所後の生活をイメージしながら犯罪を防ぐ策を考えられるようにします。一方的に指導するだけでなく、グループワークを用いるなど、話し合うことで気づき、自覚することを促しています。特別改善指導以外でも、一般改善指導として、アルコール依存回復プログラムや窃盗防止教育なども行っています。また、高齢者の話も先ほどから出てきていますが、刑務所の中でも高齢の方が増えてきており、当所でも65歳以上の方が15%くらいいるため、社会復帰支援指導プログラムとして認知機能の維持や福祉的制度について理解するための指導を設けています。これらの改善指導は刑務所の中で完結してしまっただけではいけません。刑務所内で勉強して終わりということではなく、出た後が重要であり、特に薬物等については、出所後も継続して、様々な支援や、自ら考え、薬物を止め続ける生活を大事にしないといけません。そのため、改善指導においては、関係機関の方に来ていただいております。マックやダルクの方や病院の作業療法士等の方等、出所後の支援に関連する外部の方に指導に加わっていただき改善指導を進めています。また、本人にとっても、そういう機関の方の話を聞くことで、継続して考えていかないとだめだと気付かせる機会になります。また、事務局から就労支援の話がありましたが、京都刑務所でも就労支援を希望する者に対して、刑務所のキャリアコンサルタントの面接を行い、ハローワーク等と連携し、在所中の内定につなげるようにし、出所後すぐ就労できるよう指導・支援しています。また、法務省にコレワークという機関が設置されており、受刑者の就労の希望や資格等の情報を集約し、求人する企業の相談を受ける等、受刑者と企業を結び付ける支援をしています。また、高齢、障害等で出所後に福祉サービスを受けることが必要な人については、保護観察所や地域生活定着支援センター等と連携しながら、帰住先の確保や福祉サービスにつなげていくということを行っています。出所後、ふさわしい帰住先がない、必要な福祉サービスを受けないことにより、犯罪に走ることなく、安定した生活ができるよう取り組んでいます。事務局からの説明にもあったように、出所後、地域の中で犯罪することなく安定して生活するようにするためには、刑務所の中の処遇だけで完結するのではなく、刑務所の職員だけでできることではないので、各種関係機関、民間団体の方々に刑務所にいる間から御協力いただきながら、ソフトランディングできるよ

う、指導していくことになるので、よろしくお願いします。

(藤岡委員)

行政機関の3名の委員には各機関の取組を詳しく御紹介いただきました。時間もありませんので、以降は、本日の主題である推進計画の柱に対して、委員の皆様がどのように考えられたかというところを話していただき、その中でそれぞれの所属組織のこともお話に加えていただければと思います。

(小林(正)委員)

京都労働局の小林です。資料8の6本の柱について、我々労働局は特に就労ということになりますが、一定の採用の数字は挙げています。しかし、実際、どれだけ就労したか、また、どれだけ定着しているかという数値では、難しい数値しか残せていません。その中で推進計画の柱の(1)を今度こういった形で整理していくかは別として、在所中の就労意識の喚起、出口におけるハローワークの職業紹介、出口以降の各企業様の採用という流れで動いていますが、その後、離職する、問題を起こすことがあった場合、最終的に雇い入れていただいている企業様におんぶに抱っこという状況が見受けられます。就労後も、各関係機関が連携を深めて、一気通貫な取組ができるようにならないと絵に描いた餅になります。また、広義な意味でやり直すことができる社会という意味では、あくまでも、刑務所を出所した時にやり直すだけではなく、一旦就職後に離職せざるを得ない場合でも、やり直しができる社会にすることが必要ではないかと思えます。

(寮委員)

刑務所で受刑者に接してきた体験から、彼らは孤独であり、寄る辺ない気持ちでいると感じました。詩の教室を開く中で、例えば、こんな詩を書く子がいました。「出逢い。 良い出逢いなんて ある訳ないと思っていた すぐに離れていくと 感じていた それならずと独りでいいと 思い続けてきた でも いまは全て逆のことを感じている ほんとうに人生を変える いい出逢いだと思う もう これからは独りじゃない こう思えたのはあなたたちが居てくれたから この出逢いは ぼくの宝物です ほんとうに ありがとう」(『写真集 美しい刑務所 明治の名煉瓦建築 奈良少年刑務所』より)。この「あなたたち」というのは、刑務所の仲間のことです。また、こんな詩もあります。「一期一会。 いつも出会っているみんなと きょうが最後の授業 刑務所 という場所でありながら こんな出会いに恵まれ 別れ辛くなる自分がいる 一生忘れない この濃い最高のメンバーと 社会で 出会いたかった それが 唯一の後悔かな 最高の半年間を ありがとう」(『世界はもっと美しくなる 奈良少年刑務所詩集』より)。詩の教室を受けてよかった子たちが、社会に出て、バラバラになってしまいます。色んな支援を受けるけれど、本当に仲間たちと交流を持てているのか、励まし合う環境があるのかということです。様々な支援があっ

たととしても、支援する人は、出所者から見れば立派な人ばかりで、そのような人から、こうしてあげるとかああしてあげるとかされても、自分の中の自己肯定感の低さは治らないし、非常に長く孤独な気持ちだと思います。こういう人たちにとって、マックやダルクなど同じ立場の人がお互いに励まし合える場所があることは非常に素晴らしいことで、こういった活動がもっと広がっていくことが大切だと思います。同時に、一般の人が差別の目を向けないこと、「ムシヨ帰り」とか「どうせ」とかいう目で見られることで心が折れてしまいます。犯罪の背景には必ず困難な人生の問題があること、それが発達障害であったり、貧困であったり、虐待であったりと色んなケースがありますが、必ず何かがありました。困った人は困っている人で、何かで困っていたからこういうことになってしまったんだと、その困っていることを理解し支援する視点を、こういう組織だけではなく、一般の人が持ち、差別のない気持ちで手助けしてあげる気持ちになったらいいと思います。そのためには、知ってもらわないといけません。本当はこういう人たちなんだということを。そのために、私も講演をさせてもらったりしています。もっと一般の方に知ってもらうために、犯罪者自身に話してもらう講演会があってもいいのではないのでしょうか。また、話すことで、彼ら自身も人の役に立っていると感じ、元気が出て、また更生に一步力強く進むことができます。また、そういう彼を見て、元受刑者たちも「僕も頑張ろう」と思えます。うちの事務所では、今まで4人刑務所を出た人に話してもらうなどしており、面倒見る人と見られる人という立場ではなく、分け隔てなく交流できる場を持つ活動をしています。また、京都ではないが、ある更生保護施設では、出来るだけ入所者同士で交流させなかったり、一般の人との交流の機会がなかったりする現状もあり、近所の人も施設があることすら知らなかったりします。そうではなく、交流できる施設として開いてほしいと思います。友達ができれば、犯罪したくないという気持ちにもなります。そういうことができる社会になってほしい。そのためには、本当の意味での居場所、集える場、交流の場を作ってもらえればと思います。

(藤岡委員)

ありがとうございます。特に今のお話では、6つの柱の(5)の啓発活動についての大きなヒントをいただけたのではないかと思います。

(水口委員)

京都BBS連盟の水口です。京都BBS連盟では3つの柱で活動を行っています。ともだち活動、非行防止活動、自己研鑽活動があり、その中の非行防止活動が柱の(3)「非行の未然防止、犯罪をした少年等への継続した学びの支援」に当たると思います。非行防止活動として、地域の小学校に赴き、子ども達と勉強や遊びをしたり、小学校から小学生に来てもらって、工作や料理作りを行う活動もあります。また、再非行防止活動としては施設に行き、学習支援や一緒にスポーツなどしています。京都BBSは大学生が主なので、ちょっと大きい存在として関わることで視野を広げられたり、多様な人がいることを知ってもらうこと

で、非行防止につなげていけたらと思っています。活動人数が減ってきたため、最近は盛んには活動できていませんが、関係機関と協力し広報活動を行うなど、一般市民の方々にBBSの活動を知ってもらって、もっと活動していけたらと思います。また、柱の(2)について、学生として高齢者分野の勉強をしています。高齢者のちょっとした犯罪でも周りからの視線が痛いと思います。私がアルバイトをしているデイサービスでも、犯罪をした人を受け入れたくないと思う職員もいます。高齢者で犯罪するのは、孤独であるとか、気に掛けて欲しいとか助けを求めているものだと思います。孤独死が問題になっていますが、孤独死する人よりも、犯罪をしてまで誰かに発信する人の方が誰かの目には留まっているともいえます。犯罪をすることで自らの存在を発信するのではなく、地域の中で活動してもらえたらと思います。

(西村委員)

更生保護女性会の西村です。私たちの団体のメンバーは専門家ではなく、普通のおばちゃんであり、そのおばちゃん感覚で活動したいです。更生保護という言葉すら地域に根付いていない現実があり、更生保護女性会の活動も長いですが、団体名も聞いたことがないという方も多いです。その中で更生保護という言葉をどう地域に根付かせるかということは、我々の使命と思っており、地域での集会をしたり、研修会をしたりしています。また、瀬戸内寂聴さんや村木厚子さんが東京で立ち上げられた若草プロジェクトに私たちも共感し、京都でも活動しています。それには専門的な知識が必要で、いろいろな人に支援をいただく必要があることもあり、一般社団法人京都わかさねっとなしとして、「信頼される大人になろう」を合言葉に活動しています。更生保護施設にいる人は本当に普通の人であることを活動を通じて感じており、地域の人にも伝えていきたいです。

(寺田委員)

社会福祉協議会の寺田です。2点について、申し上げます。1点目は資料8の(1)の就労・住居の確保等による社会の居場所づくりに関わって、市社協では京都市からの委託事業として、生活困窮の方に対する就労体験の機会を提供することで就労につなげていく事業(チャレンジ体験事業)を実施しています。その中で、必ずしも一般就労には結びつかなくても、障害者施設での福祉的な就労やボランティア活動につながる人もいます。また、就労体験先には社会福祉施設が多く、そこでの就労体験の中で、自己肯定感を取り戻していく姿をみることもあります。お年寄りからありがとうと言われてとてもうれしいとか、そういった経験を積むことでボランティア活動につながっていきいきとされることもあります。そういうことから、犯罪を犯す人にはさまざまな背景があると思いますので、社会参加の策として必ずしも就労だけではないのかもしれないかもしれません。また、先日、阪南市にある少年院の方の話を聞きましたが、社会福祉協議会のボランティア団体に登録されて活動され、少年たちが高齢者の反応に勇気もらい、自己肯定感を取り戻しているという話も聞いています。

2点目は、(5)の民間協力者の活動との更なる連携等ということについて、先ほどの寮委員のお話にも感銘を受けましたが、地域において差別の目を向けさせない、生きづらさのことを分かってもらうことを進めていかないといけないと思いました。京都市でも地域福祉計画として京・地域福祉推進指針が策定されており、その柱の一つとして「互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせる地域づくり」というものを目指されています。そこでは、色んな方々の支え合い活動を進めていくとされており、その取組項目に「互いに認め合う地域づくりの促進」があります。その一例として、先日、ある区の民生委員の研修で犯罪被害者の方の話が取り上げられたと聞いています。実際に被害家族の方の話聞くまでは、そういう話は聞いたことがなかった、やっぱり正しく理解しないといけないという感想があったと聞いています。プライバシーの問題などもあり、容易なことではありませんが、当事者の話を聞くことは非常に貴重なことだと思いました。また、京都市では、学区ごとに住民の皆様が任意で活動されている団体が多くあり、学区社協もその一つですが、様々な福祉活動をやられています。そうした活動をされている方にも当事者の方の話を聞いていただく機会があればいいと思います。

(小森委員)

就労について、協力雇用主として、これまで数百名を雇用してきました。住居の確保については、うちの場合、まずは、更生保護施設から就労に来る人が多いです。その時、国民健康保険に入るため、まず更生保護施設に住居票を異動させる必要があります。また、継続して就労してもらえる場合は、住居のための敷金・礼金を補助しています。賃貸契約は本人名義ですることにはしていますが、更生保護施設を住所地にした場合、審査で落とされてしまうケースがあります。(1)の新たな住宅セーフティネット制度の更なる周知・促進など、保護観察対象者等の入居を拒まない賃貸住宅の確保等に向けた取組はまさにその通りだと思います。こういう事情があるため、いったん会社に住民票を移していますが、そうすることなく、対応できたらと思います。そういうことが、就労・住居の確保にもつながるのではないかと思います。それと同時に、弊社は土木業なので、仕事ができなくなった時は地元区役所の担当者と連携しながら、生活保護を案内することもあります。しかし、その場合でも、アルバイトで週2日でもいいから、できる範囲で仕事してもらい、できるだけ自立して生活できるようにしています。そのように地元の区役所、また、警察署とも連携しています。会社の寮に住みながら再犯をしてしまうことがあります。その時は警察から事務所の方に問合せがあり、確認してから来られます。身柄確保の時の対応であるとか、家宅搜索の対応であるとか、配慮してもらっています。協力雇用主として就労支援を行っているから、そういった風に思ってもらっているのかなと思います。しかし、他府県の警察の中には、いきなり現場に行かれ、逮捕されたこともありました。就労支援ということで、警察ももっと連携してもらえたらと思います。また、(5)の広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進、こういう再犯防止の制度は、皆、良いことといいながらも、地元の近くの企業がやるとなれば、「な

んでそこで」「いい制度なのになんでうちのそばなん」となります。そこまで踏み込んだ活動も含めて、今後展開していけたらいいと思います。

(小林(稔)委員)

地域生活定着支援センターの小林です。地域生活定着支援センターでは刑務所から出られる方の福祉的な支援として施設や事業所を探していくわけですが、地域で安定して生活するためには受け皿である事業所の理解が大切であるため、一緒に考え、対応しています。6つの柱のうち(2)のネットワークの充実については重要な項目と思っています。地域生活定着支援センターの活動は平成22年から始めており、ここ何年かは、行き先が広がってきましたが、まだまだ裾野ではそこまでではありません。どうしても、いくつかある施設、事業所の中から、受け入れ先を調整している現実があります。受け入れ先としては、刑務所から出て来られるということ、何か起こったときにどうなるのかということ、少し腰を引かれたり、誤解を感じられているのは事実です。(5)のとおり、広報啓発をしっかりとっていくことが重要だと思います。受け入れ先の理解はもちろんですが、一方では、事業所も地域にあるので、地域に対する理解は大事です。事業所が地域に対して、どのように説明、対応したらよいかという部分もあります。その辺りも含めて(5)の部分は大事です。また、福祉だけでは支えることは難しい現状があるので、福祉以外の多職種の方とも連携させてもらい、(2)にあるように充実したネットワークが大事に思います。また、ネットワークもただつなぐというのではなく、顔の見える関係づくり、顔のつながったネットワークを築くことが大事であると思います。先の話にも出ていましたが、我々が対象とするのは、「犯罪をした人」ではなく、「生きづらさを抱えている人」「支援を必要とする人」という視点を持たないといけないと思います。

(梶村委員)

保護司会の梶村です。保護司は保護観察所と連携をとりながら、対象者の保護観察に当たっています。その中で、市の計画の6つの柱についてですが、いずれも大事なことが書かれていると思います。(1)の仕事、住まいの問題は対象者が社会で自立しようと思えば、仕事がなければ、また、住むところがなければどうしようもありません。また、(2)のネットワークの充実による保健、医療、福祉の提供についても、保護司としてできる範囲はしれているので、地域の民生委員、地域包括支援センターなど福祉関係の機関や保健師等と連携し、実際の対象者を支援することが必要です。(3)についても、保護司会としても学校との連携を図る中で、非行をした少年は当然ですが、犯罪予防の活動についても学校と連携してやっています。(4)の3番目にもありますが、京都市の行政はすべての市民を対象にした施策をすることが役割としてありますが、特に、すべての部局で再犯防止の視点で見直しをしてもらいたいです。本当に自分たちが担当している施策が犯罪防止のため、あるいは犯罪をした人に対してきちんと届いているかどうかという視点で取り組んでほしいと思います。単に再犯防止

の担当部局だけでなく、全ての部局がそういう視点で、見直しをしていただけたらと思います。そうは言っても、(5)の地域社会の受け止めがどこまでできるということですが、先ほどからのお話にも出ていますが、総論としては「罪を償ってきたんだから、社会の一員として受け入れる」とは言ってもらえますが、いざ自分の地域の中におられたら、そんなにスムーズに受け入れられるのは難しいということを実感しています。保護司になって13、4年になりますが、当初は保護司になったことを地域であまり言わない方がいいと先輩から言われました。それは私が保護司であると地域の中で言えば言うほど、対象者の家に行って面談すれば、その家に対象者がいるということが分かるようになります。その辺は配慮しないといけないということでした。しかし、今は違います。自分は保護司であるということを地域で言っています。そうすることで地域で立ち直ろうとする人を受け入れてもらう土壌づくりに少しでも役立てればと思っています。近くに仮釈放した人が来ることを周りの住民の方に理解してもらわないといけません。対象者の家族の中には隠しておいてほしいという意見の方もありますので、丁寧に話をしながら地域になじんでいけるようにしています。また、京都の保護司の地区毎に更生保護サポートセンターというものがあり、東山の場合、廃校になった小学校の校長室で保護司会の活動や対象者の面接などを行っています。少しずつ地域の方にも更生保護の大切さも知っていただけるのではということでも活動しています。最後に、京都市の再犯防止推進計画の策定に当たって、(6)の京都の文化力ということもありますが、本当に伝統文化で豊かな人間性を育むことによって再犯防止をやっているのかは、私自身はかなり難しい部分があるのかなと思います。こういうことを市が取り組む中では、文化力というのは、欠くことのできない要素であるとは思っていますので、どのような形で出来るのか一緒に考えていきたいと思っています。

(榎原委員)

京都マックの榎原です。第一感想ですが、「再犯防止」という言葉はマックにとっては嫌なものです。「病気」という視点で本人と関わっていますし、また、この中で私自身が唯一依存症の当事者で、また、より近しく本人に関わっている中で、「再犯防止」という犯罪をしないための支援ではなく、その人が一市民として生きていけるための支援でありたいと思います。マックは薬物やアルコールをやめるための施設です。刑務所を出所後マックにつながってこられた方をみていると、マックで生活する中で簡単に止まります。しかし、その人の生きづらさをどうするかということです。理解能力が低いことが刑務所に入って初めて分かった人、発達障害をどこでも気付いてもらえず生きづらさを抱えてきた人であると思ったとき、加害者の前に被害者だったと感じます。また、その中で、本人のしたいこととできることの違いがあります。マックはリハビリセンターであり、病気を治すところです。しかし、マックを紹介されてきた人には、「仕事をしたい」と言いますが、本当に仕事できるのかと思う人もいます。まだ薬物依存症の治療が必要な人、仕事と治療両方できる人、本当は働きたくない人、一人で住むのが怖いからマックに来ている人、我々支援する者が思う

支援の目的と、本人の目的が違う場合があります。そういった場合に、全体を調整できる場であったり、就労ができるか見極めきれない場合等に、支援者も相談できる包括的な相談先があればいいと思います。また、もう一つは、支援する制度はたくさんありますが、バラバラで使いにくいものが多いです。例えば、住所地特例により生活保護に関しては福井、障害福祉サービスは名古屋、障害者手帳はどこで取ればいいのか等、住所地特例という制度がとても邪魔になっています。京都市民でありながら、京都の保健センターにも、生活保護の担当にもどこにもつながりません。和歌山や九州の刑務所からマックにつながってこられたときに、全然違う土地の人たちにお金をもらい、手帳を出してもらい、京都の行政につながらないことが現実に起こります。個人に対する支援ばかりではなく、再犯防止のため、支援サービスの制度自体を変えないことがない、実際にサービスがあってもバラバラで、実際にどうしたらいいのかということになります。また、緊急対応で夜8時くらいに電話がかかってきて、女性で行くところありませんという時に、うちは知りませんとは言えないので、結果的にはマックで泊めることになります。そういう緊急対応の制度の創設等、制度を変えるようなこともあればと思います。

(石田委員)

白光荘の石田です。制度のことについては、榎原委員の意見に同感です。また、刑務所や少年院において女性受刑者は全体の1割であり、統計的には男性の影に隠れてしまっています。女性が働く場合に、男女雇用機会均等、女性の活躍という話がありますが、正社員としてどれくらいの女性が働いているのかということもあります。また、「就労、就労」と言われると、女性の場合、精神的なケアが必要であるのに「働いていないと更生していない」という風に罪悪感を抱くことがあります。また、先ほど更生保護施設の話がありましたが、更生保護施設は全国で103施設あり、いずれも民間で対応や設立の土台も違います。京都には3つの施設があり、そのいずれも同窓会の開催や地域への開放もしていますので、誤解のないようお願いしたいです。また、住居確保について1点お願いがあります。仮釈放であったり、更生緊急保護であったりして、施設に入って薬物依存等のプログラムをしたりしていますが、白光荘を退所するときには部屋を借りるお金がない場合、原則として、救護施設かホームレス対応の施設に行くようにと、そうでないと福祉は支援しないというのが今の体制です。例外的に精神の手帳を持っている方で対応していただいた例も数件ありましたが、制度の枠組みということで切り捨てられてしまうと、そういった体験から「やっぱり受け入れてもらえない」という思いが募り、再犯に走ることも数例あったため、同じように扱ってもらいたいです。

(志藤委員)

色々と御意見を伺えて、非常に勉強になりました。全体のこととして非常に気に掛かっているのは、統計上の問題と、6つの柱と、先ほどから話に出てきている今どういう課題があ

るのかということと、整合性が上手くつながっていない部分があります。もう少し丁寧な資料がいるのではないのでしょうか。具体的に言うと、指標を見れば平成26年度から横ばいになっています。各司法関係機関が努力されていますが、どういった課題があるのかということや、榎原委員の話にもあったように、現状の制度の課題を洗い出しながら計画のターゲットを絞りこんだ方がいいです。また、地域への働き掛けについて、地域福祉を勉強していますが、地域といっても難しく、様々な考え方がおられるので、どのように働き掛け方をしていかなければならないのかということを経密に考えていかないと、計画の実行性という面で難しくなってしまいます。先ほど小森委員もおっしゃったとおり、総論賛成だが近くではという話はよく分かりますので、地域の働き掛け方の丁寧なやり方を計画の中でどう実現していくかが課題になっていると思います。

(藤岡座長)

ありがとうございました。今日はまだ十分な話が出来ていないという感じもしますが、計画の柱建てについて、これが絶対というわけではないとは思いますが、これで今後議論を進めていくという了解をいただかないと先に進めません。方向性として御了承いただけたということでもよろしいでしょうか。

(委員一同, 了解)

(藤岡座長)

異論ないようですので、これをブラッシュアップしながら具体的な施策に反映していただくよう今後会議を進行いたします。皆さんの御意見をお聴きして、ある程度問題点は出てきていると思います。中でも地域社会の理解をどう得るかということが最大の課題であり、それがもし京都で出来れば、先進的な事例になると思います。犯罪の被害者への寄り添いの更なる充実とともに更生した加害者を孤立させない困難な課題に、今日をはじめ今後話し合いを重ね、それを積み上げ実りある成果を挙げたいものと思います。次回以降、6つの柱について深掘りしていきますが、今回は、6つの柱を一緒に議論するより、一つずつ議論したいと思いますので、今回は前半3つの柱、その次の会議で残り3つの柱といった形で会議を進行したいと思いますが、日程等のことなど事務局いかがでしょうか。

(西窪保健福祉部長)

そういう形で実施したいと思います。

(藤岡座長)

よろしく申し上げます。もう一つは委員の皆様へのお願いにもなりますが、会場の制約もあると思いますが、会議の時間をもう少し長く設定していただく要望をしておきたいと思

います。それでは、議題は終わりましたので、その他について事務局からお願いします。

(平山保健福祉総務課担当課長)

最後に計画の策定に向けた今後のスケジュールについてです。今、座長から御意見いただいた部分がありますので、今後調整させていただくこととなりますが、スケジュールを説明させていただきます。

スケジュールを説明。(資料9)

(藤岡座長)

ありがとうございました。議題は以上です。事務局へ進行をお返しします。

(西窪保健福祉部長)

藤岡座長，議事進行ありがとうございました。また，委員の皆様には多くの御意見いただき，感謝申し上げます。今後のスケジュールは調整させていただきますので，お忙しいところと思いますが，御出席をお願いします。それでは，第1回の京都市再犯防止推進会議は以上で終了とさせていただきます。長時間にわたる審議ありがとうございました。

(12:10終了)